

個人情報保護審議会（第62回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成15年11月22日(土) 午前10時から午後0時20分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 7階 「亀」

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩	伊藤 潤子
上羽 慶市	齋藤 修	藪野 正昭	

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名(事務局)

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	個人情報・行政手続係長	白井 重孝
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の見直しについて(諮問受付番号15-4号案件)

個人情報の保護に関する条例改正についての第一次答申に係る中間とりまとめ(案)について

5 議事の要旨

調査審議事項

委員： 本日はこれまでの議論を踏まえて、第一次答申の中間とりまとめを行いたいと思う。個人情報の保護に関する条例改正についての第一次答申に係る中間とりまとめ(案)(以下、「(案)」という。)を作成しているので、これに沿って議論を進めていきたい。今後、中間とりまとめについて、県民の皆さんから意見を募集し、それを踏まえて、第一次答申を作成する予定である。それでは、(案)を、事務局(県民情報室)より読み上げていただく。

事務局より(案)の、「中間とりまとめに当たって」、「早急に見直しをすべき事項 1 個人情報の取扱いについて」読み上げが行われた。

委員： ご質問・ご意見を伺いたい。

委員： (案)の1頁の中間とりまとめに当たっての第5段落であるが、「段階です。しかし、行政機関法・・・」となっているが、「段階ですが、行政機関法・・・」とした方が前段とのつながりがよいと思う。

- 事務局： そのようにします。
- 委員： （案）の4頁であるが、利用目的と収集目的と2つの表現が混在しているので、収集目的で統一する方がよい。
- 事務局： 収集目的で統一する。
- 委員： （案）の4頁であるが、直接書面で収集するときに限り、収集目的を明示すること義務づけることが適当であると以前、議論したが、直接書面で収集するときに限り、収集目的を明示することを義務づけた経緯を記載した方がよいと思う。また、第三者から収集する場合には、収集目的を明示する義務づけはないのか。
- 委員： プライバシーの概念を自己の情報のコントロール権であるとするれば、本人に対して、本人の情報がどのように取り扱われているかを提供することが自己情報のコントロール権の前提にある。したがって、第三者から収集する場合に、第三者に収集目的を明示したとしても、自己情報のコントロール権とはつながってこないと思う。自己情報のコントロール権の考え方に立つと、第三者から収集することを明示しておくことが重要であって、本来なら、第三者から情報を収集したことを本人に伝えるべきである。しかしながら、伝えることが、現実的ではない場合や、事務事業執行等の上で適切ではない場合がある。したがって、第三者収集の例外を条例も認めており、一般的な収集については登録簿を通じて公表している。
- また、本人から、直接書面から収集する場合に限定した経緯が必要とご指摘があったが、口頭での収集の場合、収集自体が明確ではない場合があり、現実的に義務づけることは困難であると想定できる。
- 事務局より「2個人情報の開示、訂正請求及び利用停止請求権について（1）開示請求権について」（案）の読み上げが行われた。
- 委員： （案）の7頁の現行条例の概要であるが、「条例では・・・。」という記載の方が適切である。
- 事務局： 訂正する。
- 委員： （案）の7頁に「誰でも」という記載があるが、「何人も」の方が適切である。
- 事務局： 「何人も」で統一する。
- 委員： （案）の8頁の開示しないことができる個人情報の法定代理人との関係について、法定代理人との関係で本人の正当な利益が損なわれるおそれがある場合、本人が同意していても開示しないという想定であるのか。
- 委員： そうである。
- 委員： 同意した者自身の判断力が熟しておらず、開示しないことに客観的に合理性があるのであれば、開示しない方がよいと思う。
- 事務局： 意思能力がある場合で、本人が開示に同意している場合であって

- もそれが、評価等情報であるならば、開示しないということである。
- 委員： つまり、本人からの開示請求であっても、評価等情報に該当すれば不開示になるのか。
- 事務局： そうである。
- 委員： 法定代理人との関係で本人が開示に同意していても評価等情報に該当する場合には、法定代理人に開示しないという取扱いでよいか。本人が同意していれば、すべて開示としてよいという規定にすると、都合の悪いケースはあるのか
- 委員： あると思う。本人もその情報を熟知せずに同意している場合がある。
- 委員： 未成年者というのは、完全な行為能力を持たない者である。その意味で、不十分な判断を行うときがある。
- 委員： 本人に意思能力がない場合の法定代理人による開示請求のケースはどうか。
- 委員： 意思能力がない場合も、評価等情報であるならば開示しない。
- 委員： 法定代理人からの開示請求において、本人の反対の意思を確認すべきかの判断は、ケースバイケースの事実判断になるのか。
- 委員： そうである。
- 委員： 現行条例の運用では、意思能力を有する年齢を当該情報について、正しく判断できる年齢と想定している。場合によっては、10歳くらいの場合でも確認できるときもある。
- 委員： 本人の意思の尊重には、意思能力はないが、可能な限り本人の意思を尊重することと、後見的な機能の2つの要素がある。
- 委員： 意思能力がある場合に、本人の意思を尊重するという規定は、本人が開示されたくない情報は、たとえ法定代理人であっても開示請求できないということを想定している。本人が開示に同意している場合について、本人の意思を尊重することまで想定していたことには、疑問が残る。むしろ、その場合には、別の判断があると思う。
- 委員： また、同意があったとしても、そもそも本人に対しても開示しない情報については、法定代理人にも当然、開示できない情報はある。
- 事務局： 例えば、病気によっては、患者に対して、軽い病名を告知する場合もある。その場合に、法定代理人からカルテの開示請求があったとき、本人にも開示できないので、法定代理人には開示できない。したがって、本人と法定代理人の利益相反の場合以外にも、評価等情報として開示できない場合はあると思う。
- 委員： 先程の例で、親が治療のためカルテの内容を知りたい場合、法定代理人としての請求ではなく、第三者としての請求ということになるのか。
- 委員： そうである。
- 委員： 評価等情報というのは、誰に対しても開示しない情報として整理

して、法定代理人と本人の利害相反関係はそれ以外の部分になるのではないか。

委員： 本人に開示できない情報は、法定代理人にも当然開示できないという話であって、利益相反は別の話である。

委員： 本人との関係で評価等情報として不開示とするものの事例はどのようなものがあるのか。

事務局： 保健所の精神障害者への指導記録などである。

委員： それは、本人に開示できないものではないのか。

事務局： そうである。

委員： 法定代理人と本人の利益相反が生じるため、評価等情報として不開示にすべきものの事例はどうか。

事務局： 児童相談のケースで、子供を施設に保護しているとき、その親が法定代理人として、子供の状況について開示請求をしてきた場合、どこに保護しているかを開示できないため、不開示にする利益相反のケースはあると思う。その場合には、評価等情報により不開示にする。

委員： その場合には、本人の同意があったとしても、開示しない。

委員： 従来、支障なかったため今後も、その考え方でよいと思う。

委員： 評価等情報というのは、そもそも本人との関係で不開示にする場合もあれば、法定代理人との利益相反のため不開示にする場合もある（例えば、児童虐待の例）ということに記載することでどうか。

委員： まず、評価等情報は、何人にも開示しないことを明確にする。そして、法定代理人との関係については、別で規定する方がわかりやすいと思う。

委員： 精神病等のカルテは、評価等情報以外で、不開示にならないのか。行政機関法の場合には、何をもって不開示とするのか。

事務局： 本人との関係では、行政機関法第14条第1号の生命、健康、生命又は財産を害する情報で不開示になる。

委員： （案）の9頁の本人と「法定代理人との関係については、・・・適当である。」の部分は、変更が必要である。

委員： 個人情報保護制度であるから、本人が開示をして来た場合は、原則開示、ただし、評価等情報の場合は、不開示になる。また、法定代理人との関係では、本人には開示をするが、法定代理人には開示できない情報はある。

つまり、 本人が請求 本人に不開示（評価等情報であるから。）

法定代理人が請求 本人にも不開示、だから法定代理人にも不開示（評価等情報であるから。） 法定代理人が請求 本人には開示できるが、法定代理人には、不開示というパターンがある。これらに加え、兵庫県では条例第14条第2項ただし書きで、法定代理人が開示請求しても本人から反対の意思の表示があったときは、法定代

- 理人は開示請求することができないというパターンがある。
- 委員： 法定代理人と本人の関係で、本人に意思能力がない場合（例えば乳幼児の場合）先程の法定代理人が請求 本人には開示できるが、法定代理人には不開示に該当する場合、どうなるのか。
- 委員： この場合も、本人であれば、開示をするが、法定代理人である場合、不開示となる。ただ、現実的に乳幼児からの請求はない。
- 委員： これまでの議論を踏まえると、中間とりまとめに、本人に対しても開示することができない情報もあり、それは、これまでどおり評価等情報によって判断する旨の記載を加える必要がある。また、評価等情報については、不開示基準を情報公開条例に定める基準と整合させるため、今後は、開示請求者（本人）以外の評価等情報は、事務事業執行情報又は、第三者の情報という不開示情報で判断するという考え方でよいか、意見を聞きたい。
- 委員： 開示請求者以外の情報が含まれている場合の例はあるのか。
- 事務局： 例えば、学校内で A と B のけんかがあり、A がその調書について開示請求を行った。B に対する評価が含まれているため開示できないことがある。
- A と B の個人情報混在しているとき、これまでは、第三者の個人情報が含まれていることと、評価等情報であるため開示を行わなかった。
- これからは、第三者の個人情報に該当するとして、開示をしないこととする。
- 委員： 現行条例の評価等情報は、本人以外の第三者の評価も含むが、改正後の条例の評価等情報では、本人の評価のみとなるのか。
- 委員： そうである。
- 委員： 「将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの」とは何か。
- 委員： これは、カルテのように、そのケースだけではなく、将来同じ請求があったときも同じ取扱いをするという発想である。
- 委員： これは、開示しないという判断をする理由として、請求のあったケース以外の場合に困る場合があるので、その場合を考慮してもよいという趣旨か。
- 委員： そうである。
- 事務局： 事例としては、開示をしないことを前提に作成した試験問題がこれに該当する。今後は、事務事業執行情報として開示・不開示を判断することとする。
- 委員： 評価等情報では、本人の請求している情報についてのみの判断であり、将来的なケースはここでは判断しないことになるのか。
- 事務局： そうである。
- 委員： 評価等情報の範囲を限定することは原則開示の考え方にも合致す

るため（案）の開示請求者（本人）の評価等情報にすることは、適当であるが、表現を次のように改めた方がわかりやすい。

「開示請求者（本人）以外の者の評価等情報及び将来の同種の個人の評価等情報を理由として不開示とされてきたものは、(1)開示請求者以外の第三者の個人情報に該当するか、(2)あるいは、事務事業執行情報に該当するとして不開示とすべきものとするのが適当である。したがって、開示請求者（本人）以外の者の評価等情報は不開示情報とはせず、削除することが適当である。」この表現でどうか。

- 委員： 異議なし。
- 委員： （案）の10頁の存否応答拒否では、口頭で説明のあったドメスティック・バイオレンスの例を記載した方がよいのではないのか。
- 事務局： ドメスティック・バイオレンスの例を記載するようにしたい。
- 委員： 開示決定等の期限の特例で、存否応答拒否と同様に、口頭で説明のあった大量のカルテ開示請求のあったことを記載しなくてもよいのか。
- 委員： 存否応答拒否の探索的な請求の事例は、想定し難いが、開示決定等の期限の特例のカルテ開示の事例は、このままでも想定しやすいと思う。
- 委員： （案）の11頁2行目で、「通常の事務の遂行に著しい支障を生じる事例もみられたところである。」の後ろに、事例として県立病院入院患者カルテ請求等を記載した方がわかりやすいので、記載することとする。
- 委員： （案）の11頁の開示決定時の収集目的の通知の場合の収集目的とは、収集時に示した目的と同じものなのか。
- 事務局： そうである。基本的には、個人情報取扱事務登録簿に記載した目的である。
- 委員： （案）の11頁の開示決定時の収集目的の通知の、「したがって、・・・。」の段落の「のぞき」は漢字の方がよいと思う。
- 委員： （案）の11頁の事案の移送の第3行目であるが、この規定は、他の実施機関より情報の提供を受けた場合には、提供元の方が、適切に判断できるために移送する規定であるから、公文書に記録した実施機関というよりも、収集した実施機関の方が適切ではないか。
- 事務局： 収集した実施機関と記載する。
- 委員： 「・・・することが適当である。」「・・・することが必要である。」という2つの表現があるが、どのように使い分けをしているのか。
- 事務局： 特に使い分けではない。
- 委員： どちらかで、統一する必要はないが、もう一度、見直しをすることかどうか。
- 事務局： 全体を見直すこととする。
- 事務局より、（案）の「2個人情報の開示、訂正請求及び利用停止請求権につ

いて、(2)訂正請求権について、(3)利用停止請求権について、(4)不服申立てに係る手続規定の整備、(5)個人情報保護審議会の調査権限等、「3 罰則について」読み上げが行われた。

- 委員：（案）の14頁のウ(ア)の利用制限規定は、利用提供制限規定である。
- 委員： 苦情処理制度について説明していただきたい。
- 事務局： 苦情があれば、誠実、迅速に対応する。現行条例第28条に苦情処理に関する規定がある。
- 委員： これまでの運用について教えていただきたい。
- 事務局： 条例制定に、当初、実施機関の取扱いについて、2件ほど苦情があった。運用としては、各県民情報センターが、苦情受付窓口となっている。
- 委員： 民間事業者の個人情報の取扱いについての苦情処理については、今後も議論していくが、条例制定時に、実施機関の個人情報の取扱いについての苦情処理について議論をし、実施機関の個人情報の取扱いについての苦情を、県民情報室・各県民情報センターで受付けることとした。個人情報保護審議会で、苦情が多数上がってきたとき対応できないことも議論した。今後、苦情が増えてきたときに、どのように紛争解決をするかは、もう少し先の課題になると思う。
- 委員： （案）の17頁、インカメラ審査、ヴォーン・インデックスについては、用語解説が必要である。
- 委員： 利用停止について、利用停止により保護される本人の権利利益と利用停止を行うことにより損なわれる公共の利益とを比較衡量して、利用停止をしないとした場合に、何らかの配慮しないのか。
比較衡量の結果、公共の利益の方が勝っていたとしても、本人にとっては、決定的なダメージになることがある。本来ならば、利用停止しなければならないなど実施機関が充分認識するような運用を考える必要がある。
- 委員： 実施機関が充分認識するよう、できる限り公益上の必要で利用停止しなかったことを対象公文書に付記するという運用でいいと思う。
- 委員： 是正の申出の件数を教えていただきたい。
- 事務局： 条例制定以降、0件である。
- 委員： 例えば、是正の申出に応じなかった場合、どのような処理になるのか。
- 事務局： 今は、苦情処理の一環として処理する。
- 委員： 是正の申出の結果通知とは、どのようなものか。
- 委員： 是正の申出をした者に対して、理由を付してどのような処理を行ったか通知することになる。また、審議会が是正すべきと答申した場合、実施機関は職権で答申を尊重して是正をすることになる。
- 委員： （案）の18頁であるが、「実施機関の職員（県の公務員）」とあ

るが、「実施機関の職員」でよいと思う。

委員：（案）の18頁の（参考）行政機関法の罰則規定の概要の第53条の対象情報で、電子処理したファイルとあるが、個人情報ファイルという概念は使わないのか。

事務局：個人情報ファイルのうち電子処理したファイルが対象情報となるという趣旨で、電子処理ファイルと記載した。電子処理した個人情報ファイルと記載するようにする。

委員：本日のご意見を踏まえて、会長と事務局で（案）の文言を修正し、中間とりまとめとして確定することでよいか。

委員：異議なし。

6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第62回）資料